

令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第11回）

日時：令和4年2月18日（金）午前10時00分～

形式：Webによるオンライン会議

—— 会 議 次 第 ——

- 1 環境影響評価書案に係る総括審議
大井町駅周辺広町地区開発

- 2 環境影響評価書案に係る質疑及び審議
 - (1) （仮称）神宮外苑地区市街地再開発事業【1回目】
 - (2) （仮称）渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業【1回目】

- 3 その他

【審議資料】

資料1 「大井町駅周辺広町地区開発」

資料1－1 「大井町駅周辺広町地区開発」環境影響評価書案 部会審議質疑応答

資料1－2 「大井町駅周辺広町地区開発」に係る都民の意見を聴く会における公述意見の概要

資料1－3 「大井町駅周辺広町地区開発」に係る環境影響評価書案について（案）

資料2 「（仮称）神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見

資料3 「（仮称）渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見

<出席者>

会長 柳委員
第一部会長 齋藤委員
荒井委員
奥委員
玄委員
小林委員
高橋委員
水本委員
森川委員
横田委員

(10名)

木村政策調整担当部長
宮田アセスメント担当課長
下間アセスメント担当課長

「大井町駅周辺広町地区開発」環境影響評価書案 部会審議質疑応答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
大気汚染	1	資料編 P29 に建設機械の稼働台数等が記載されていて、大気汚染物質排出量最大期間が 14～25 ヶ月になっているが、排出量の予測は、この間の平均値、もしくはピークとなる月の値を使ったのか。	ピークとなる月の値を使って、予測している。	12/16 部会にて回答
		計画地南側の歩道あたりに、最大着地濃度地点が出ているので、気をつけないといけない。		
		建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測において、濃度より寄与率が高いというところが気になっている。また、建物や高架があって、風通しの良くない南側の区役所通り辺りに最大着地濃度が出ているが、この予測手法（プルームパフ式）では、高架の影響が考慮できていないため、影響が低く予測されてしまう可能性も考えられる。	予測については、平面予測でプルームパフを使って計算しているので、高架による影響は見えていない。南側に最大着地濃度が出ているが、事後調査を行っていく中で、予測結果と整合をとり、明らかに影響が大きいなどがあれば、さらなる保全対策を検討し、環境保全を進めていく。	1/20 部会にて回答 総括審議事項へ
騒音・振動	1	現地視察では、区役所通りにおいて交通渋滞は発生していないと聞いていたが、都民の意見では、交通渋滞が発生している旨のコメントがある。現地周辺の交通渋滞について調査した結果を教えてください。	現地調査で周辺の交通量を把握しており、車が止まってしまうような著しい渋滞は、基本的にはないと考えている。また、交差点の交通流については、警視庁と調整し、問題はないと回答を得ている。ただ、できる限り軽減策をとっていくことを考えたい。	11/18 部会にて回答
		現地の周辺の道路は幅の狭い道路が多く、住民はそういう点も含めて心配していると思う。よって、工事用車両や関連車両の交通による騒音・振動の低減に十分努めてもらいたい。	承知した。	

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
騒音・振動	1 (続き)	<p>評価書案P147の図で、事業区域の真南を東西に走っている区役所通りは、片側1車線しかなくて狭い通りであり、この事業の出入口が1か所となることから、車両の交通量が集中すると考えられる。</p> <p>しかし、交通量の予測は、区役所通り東側のNo.4という地点でされているため、できれば入口の近くである事業区域の真南あたりで予測をしていただくのがよいと思われるが、その点はいかがか。</p>	<p>計画地の南側の区役所通りについては、商店街が張りついでいて、騒音調査を行うにあたっては、反射音があることや調査場所がないということから、調査をしていない。そのため、予測も行っていないという経緯がある。</p>	1/20部会にて回答 総括審議事項へ
		<p>実情は理解しているが、現実的にはここに交通量が全部集中してくるはずなので、実際に事業が始まる前にその予測はしておいたほうがよいのではないか。現実とのすり合わせが必要だと思うが、可能であれば調査をするように、実現に向けた検討をお願いしたい。</p>	<p>今の時点では、上記の理由より、難しいと考えている。</p>	
騒音・振動	2	<p>評価書案P166「工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の評価の結果」では、NO.1やNO.5が環境基準に近い数値になっている。また、評価書案P168「関連車両の走行に伴う道路交通騒音の評価の結果」では、環境基準を明確に超えてしまっていて、特段の対応が必要だと思うが、現時点で考えている対応策はあるか。</p>	<p>関連車両を低減するという取組として、来訪者に対してホームページやフロアガイドで公共交通機関の利用を促す等の取組を今後行い、そのような取組を通じて台数の低減が図られると考えている。</p>	1/20部会にて回答 総括審議事項へ
		<p>事業区域の周辺には狭い道路が多く、交通量の増加に伴う騒音は問題になる可能性があるため、その辺はしっかり対応していただきたい。</p>		
土壌汚染	1	<p>形質変更時要届出区域に対して、土対法及び環境確保条例に基づく手続を行うとなっているが、汚染土壌に対して具体的にどういふことをするのか住民に伝わっていないため、書き方の工夫が必要である。</p>	<p>土対法に関しては、調査を実施して結果が得られているため、今後の進め方を協議しているところである。その協議を基に対応を進めていく。</p>	11/18部会にて回答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
		法令上では、問題のない対応をとることは分かるが、「手続を行う」という言葉だけでなく、対策が必要であれば、飛散、拡散を防止し、適切な措置をとるといったような具体的な表現をしたほうがよい。	飛散防止等を進めていくなど、検討して考えていく。	
地盤	1	大規模開発の増加により、遮水壁があると地下水が流れにくくなるという都民の懸念に対して、車両基地等には水を遮断しているものはないという見解も追加することで、地下水が迂回されるということを理解してもらえる。	承知した。	11/18 部会にて回答
水循環	1	品川区の知見も踏まえて雨水流出抑制施設を設置し、ゲリラ豪雨にも対応できると記載されているが、アセスでは本事業により雨水流出が増えないような対策を記載するのが目的であり、治水に関しては別の部署で進めているという記載のほうがよい。	承知した。	11/18 部会にて回答
水循環	2	1時間当たり 50 mmを超えるような豪雨が降ったときに、具体的にどのように対応するのか。	建物に関しては、品川区の要綱に従って、雨水貯留施設を設置する。	11/18 部会にて回答
水循環	3	評価書案 P229 で浸透量について、雨水貯留槽を設置し、緑地分も含めて計算して、必要な貯留量を出していると思うが、これは「浸透量」で正しいのか。	浸透施設ではなく貯留槽なので、記載は修正する。	12/16 部会にて回答
水循環	4	環境保全措置として、「地上部の緑化部分に水浸透機能を期待する」と書かれているが、具体的に地上部のどこで、どういう集水をして、緑地に対してどの程度、浸透機能を期待しているのか。	今回の計画は人工地盤が多く、地上への浸透は部分的ではあるが、新しい道路や高層建物の隙間の部分に浸透性の舗装を用いることで、雨水が自由に浸透し、緑化の生育に役立つように計画している。	1/20 部会にて回答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
		<p>保全措置として、緑地で浸透させて水循環に貢献すると書く以上は、そこでの浸透可能性というか、地盤の環境、地下水位との関係まで踏まえて、現実性もきちんと押さえておく必要がある。無理に緑地のところに導水して、表流水が溢れてはいけないので、きちんとした対策をとった上で環境保全措置として位置づける必要があるのではないかと。そういった点で、水循環、流出抑制に対して、緑地に期待すると書く以上は具体性を高めていただきたい。</p>	<p>今後、検討していく中で進めていきたい。</p>	
日影	1	<p>都民からの意見の中で、「高さを緩和するにあたり、近隣敷地への配慮が必要になるが、どのように配慮したかの説明がない。」とあるが、当初の計画に比べて高さの変更があったのか。</p>	<p>高さについては、当初から変更はない。</p>	11/18部会にて回答
		<p>説明会での説明不足により生じてしまった都民からの意見があったので、今後の説明会などで丁寧な説明をしてほしい。</p>	<p>承知した。</p>	

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
風環境	1	<p>風環境の評価をするにあたり、大手町の観測所のデータを使用しているが、本計画地は海に近いので、東京湾からの風を多く受けているのではないかと懸念している。よって、観測データを使用するならば、羽田空港の観測データを用いて予測したほうが適切ではないか。</p>	<p>羽田のデータは、現状持っていない。</p> <p>東京都の高層建築物の風環境で使っているデータは、大手町のデータを使っていることが事例的に多いので、大手町と羽田の対比を行い、その結果を評価書の訂正に向けて記載することを検討したい。</p> <p>(回答補足)</p> <p>観測所は、立地的に内陸側の観測所（東京管区气象台（大手町）、品川区豊町、大田区東糀谷）と海側の観測所（アメダス羽田、品川区八潮）に分けられます。</p> <p>立地別の風向別出現頻度については、風速 1m/s 以上の場合、内陸側では各観測所が同様の傾向を示しており、東京管区气象台（大手町）は計画地に近い品川区豊町と似かよった風環境であると考えます。海側の卓越風については、内陸側より南北方向に傾向したやや異なるものと考えます。</p> <p>また、強風である風速 5m/s 以上の場合においても、東京管区气象台（大手町）の風向別出現頻度は品川区豊町と似かよっており、かつ、内陸側の観測所の中で、風速 5m/s の出現頻度が比較的高いことから、風洞実験に用いる風条件として適切であるものと考えます。</p> <p>一方、海側のアメダス羽田は、内陸側より南北方向に傾向するとともに、他の観測所の 2 倍以上の出現頻度がみられることから、内陸側の風環境とは異なるものと考えます。</p> <p>なお、計画地との距離は、東京管区气象台（大手町）は 9.4km、アメダス羽田は 9.5km と同程度です。</p> <p>上記より、東京管区气象台（大手町）のデータを使用し、予測評価することは、妥当であると考えています。</p>	<p>11/18 部会にて回答</p> <p>12/16 部会にて回答補足</p>

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
風環境	1 (続き)	<p>風速 1m/s 以上の風配図で、大手町と品川区豊町における内陸側（西側）からくる風を見ると、北北西の部分は、同じ傾向となっているので問題ないが、南西は異なる傾向だと思うので、この部分は判断が必要だと思う。また、海側（東側）からくる風を見ると、大手町と品川区八潮が似た傾向となっているので、問題ないと思う。</p> <p>風速 5m/s 以上の風配図で、南北の風を見ると、大手町や八潮の分布に近いようだが、北北西と南北についても、大手町で十分だということをもとめていただくとよい。</p>	<p>大手町のデータを使うことで問題ないと考えているが、問題がありましたら、大手町を選んだ理由の記載を検討して進めていく。</p>	12/16 部会にて回答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
風環境	1 (続き)	<p>立地と周辺の観測データを調べてもらったので、方向別に比較して大手町の観測データが妥当ということの詳細に記載していただきたい。</p>	<p>(回答補足)</p> <p>風環境評価の基準データとなる観測地点の選定においては、風向の類似性もあると思いますが、強い風が適切に観測されていることも重要な要素になるかと思えます。</p> <p>12月の審議会において説明させていただいたとおり、東京管区气象台（大手町）と品川区豊町観測所の風速1m/s以上の卓越風向はほぼ同様で、全体的に風向は似かよっていると考えます。</p> <p>一方、風速5m/s以上の風向別出現頻度に着目すると、東京管区气象台（大手町）では多くの風向の風が捉えられていますが、比較的観測高さが低い品川豊町観測所では、卓越風向の北北西および南から南西の出現頻度が低く、東方向の風はほとんど観測されていないため、品川豊町観測所のデータは、風環境に用いることは妥当ではないと考えます。</p> <p>したがって、計画地近傍の風向に類似しており、風速5m/s以上の風が適切に観測されている東京管区气象台（大手町）のデータを使用することが妥当であると考えます。</p>	1/20 部会にて補足 回答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
風環境	1 (続き)	<p>建物の西側については、今回の計画地の周辺である品川区豊町の観測高さが38mで、比較的低いところのため、東京管区気象台大手町のデータを用いたほうが妥当ではないかと思っている。</p> <p>建物の東側については、品川区豊町のデータを見ると海風が観測されていないため、品川区豊町とは別の点で、観測高さがさらに高く、海風が観測できている観測データを確認してほしい。品川区豊町の観測高さが38mで低いので、海風をキャッチしにくい高さになってはならないかが懸念としてある。</p>	<p>別地点のデータは手元はないので、確認する。</p> <p>(補足回答) 計画地の近傍(海側から約5kmの範囲)において、品川区豊町観測所(観測高さ38m)より観測高さが高い観測所はありませんでした。 したがって、品川区豊町観測所よりも観測高さが高く、計画地近傍の風向に類似しており、風速5m/s以上の風が適切に観測されている東京管区気象台(大手町)のデータを使用することが妥当であると考えます。</p>	1/20部会にて回答
	2	<p>計画地の周辺120箇所を評価を行って、評価結果として領域AとBに抑えるように努力されている。ただ、資料編P139より、対策前領域Cから対策後領域Bになっている箇所の評価を見ると、対策後領域Bの上限の風速に近い箇所がある。その場合、建設後に領域Cになってしまう可能性がある。そのため、建設後もしっかりと風環境が保全できるように対策をしていただきたい。また、事後調査で基準を満たしていない場合は、徹底的な対策をしていただきたい。</p>	<p>評価書案P278に、防風対策として、植栽や庇の設置の計画が前提になっているので、それらの対策を確実にやっていく。</p> <p>また、事後調査で予測を上回る結果が確認された場合には、原因を確認して、対策が必要であれば追加対策をとることを考えている。</p>	1/20部会にて回答 総括審議事項へ
景観	1	<p>立体的な緑化とは、具体的に建物の壁面の緑化も含まれているのか。</p>	<p>3階、4階、5階と緑化が積層する計画であり、それを立体的な緑化と表現している。部分的に壁面の緑化も検討しているが、大きくは壁面ではなくて平面の設置を考えている。</p>	11/18部会にて回答
		<p>立体的な緑化というと、建物の鉛直面の壁面緑化も含まれるので、植栽のメンテナンスを含め検討し、導入可能であれば壁面緑化についても、具体的に記載してほしい。</p>	<p>承知した。</p>	

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
景観	2	<p>圧迫感の評価を NO.4（南東角）と NO.6（南西角）でとっており、本事業の圧迫感の特性としては、高層建築物 2 棟の圧迫感の低減が、南側道路からの離隔でどれぐらい軽減されたかという点だと思われるが、この角々でとった形態率の評価でどの程度、圧迫感を抑えることができたのか。</p>	<p>調査地点の考え方は、計画地に近くて人が集まりやすいという場所を選定している。結果として、南側ではNo.4 の大井町駅前の交差点が該当し、形態率の変化量は3.44ポイント増加する。NO.4 は駅の東側であり、圧迫感に対する配慮がやりにくい場所ではあるが、高層棟の配置を北側にするなど、配置計画等を踏まえて圧迫感を低減している。</p>	1/20 部会にて回答
		<p>最も重要な影響がきちんと検証できているのかという観点で見たときに、両サイドからの圧迫感低減の評価でよかったのか。中央の南側も東西方向に人が頻繁に移動すると思うが、その部分での圧迫感もとれたのではないか。もし南側からの影響を考えるのであれば、中央南側からの天空写真を撮ることができないのか。</p>	<p>調査地点は、計画地の東西に 2 か所とっていて、ここは人も滞留するとともに、開けているところなので、天空写真を撮影できる。一方、中央の交差点については、狭くなっていることと、人の集まりもさほど多くないため、撮れなくはならないが、東西からの検討でよいと考えている。</p>	
文化跡財・	1	<p>評価書案では、これから品川区に相談するとしているが、現在の状況はどうなっているか。</p>	<p>既に品川区へ相談し、回答を得られている。</p>	11/18 部会にて回答
史跡・文化財	2	<p>現状では権現台貝塚が該当しているが、その措置が直ちには必要ないという回答が得られているという旨を記載したほうがよい。 また、不時発見の際には、文化財保護法上の手続きを取るとともに、品川区教育委員会の指示に則るとい旨を記載したほうがよい。</p>	<p>承知した。</p>	11/18 部会にて回答
史跡・文化財	3	<p>見解書 P61 の見解は、埋蔵文化財に対して最低限の措置を講じることに回答しているが、“記録保存は遺跡が残ることではない”という意見への回答になっていない。 よって、遺跡への理解・区への相談の経過・本調査の進め方等を丁寧な文章にすると伝わりやすくなる。</p>	<p>評価書では、住民の意見に答えられるような形で、丁寧に記載することを検討する。</p>	12/16 部会にて回答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
自然との触れ合い活動の場	1	<p>予測結果では生物多様性に配慮すると記載されているが、生物生態系の項目は選択しておらず、その理由として周辺は開発済の都心であり、動植物は市街地で見られることとしている。生物・生態系を選択していないのであれば、動植物種を把握できていないのではないか。</p> <p>また、在来植生として何を想定し、生物多様性にどのように配慮するのか。</p>	<p>ランドスケープに関しては、在来種を中心として、ランドスケープデザイナーと検討している。</p> <p>生物多様性に関しては、駅前で人が触れられるような植栽等を計画して、生物多様性に寄与するようなランドスケープにするように計画を進めている。</p>	11/18部会にて回答
		<p>ランドスケープということではなく、計画地の動植物種が存在する緑の空間にしていくことが、生物多様性に配慮するということが、どのように考えているか。</p>	<p>樹種選定では在来種を主に選定している。</p> <p>生物多様性では、生物の生態状況や、どういう生物を寄せたいのかというところは、今後検討していく。</p> <p>(回答補足)</p> <p>本事業により創出する緑地は、樹木や草丈の高い植栽等を織り交ぜ、計画地周辺のしながわ中央公園や街路樹等から構成される緑のネットワークにつながることにより、「生物の生息・生育および移動のための空間」の一部として生物多様性に寄与できるものと考えています。具体的な樹種等につきましては、今後も引き続き検討してまいります。</p>	12/16部会にて回答補足
自然との触れ合い活動の場	2	<p>緑のネットワークとして機能することは非常に大事だが、植栽環境が人工地盤上に多く広がっている。「立体的な植栽の生育」と書かれているが、具体的にどういうゾーニングをして、立体化を図ってネットワーク化を検討しているのか。</p>	<p>3階、4階、5階まで人工地盤を積層し、立体的で視覚的に緑量を感じられるような緑化を計画していきたいと考えている。</p>	12/16部会にて回答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
		低木以下の在来種は景観的に限定的な植栽になりやすく、多様化した在来種植栽や、維持管理は難しいと思う。都でも在来種緑化のガイドラインを出しており、できるだけ種を多様化する観点で、生息環境としての多様性を構築するよう検討して欲しい。	承知した。	
廃棄物	1	<p>4月から「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されるが、評価書案 P344「廃棄物に係る法令等に規定される事業者の責務等」には記載されていない。</p> <p>本事業は、令和7年に供用開始なので、新法との関わりが出てくると認識しており、供用時にはプラスチックのリサイクルが厳しくなってくると思うが、現時点で対応する考えや準備はあるか。</p> <p>また、評価書案でそのことに触れる必要がないという認識でいるのか。</p>	<p>プラスチックについては、具体的に今回の事業でどうするか決定しているものがないので、今後、計画の策定段階で、プラスチックごみやプラスチック資源循環法等をどのように踏まえていくかを検討したい。</p> <p>プラスチックのリサイクルに関して、評価書案の中では「廃棄物の発生量を抑制するため、テナント等への啓蒙活動を行う」と記載しているので、評価書にも対応していくことを記載していく。</p>	1/20部会にて回答
温室効果ガス	1	温室効果ガスの削減は、現状のスポーツ施設や仮設劇場から 20%削減ということではなく、基準の建物から 20%削減ということであり、一般の方に誤解のないような表現にしてほしい。	基準建物と比較して 20%という形で予測をしているので、その辺の表現は工夫し、誤解が生じないような形で表現をする。	11/18部会にて回答
温室効果ガス	2	<p>温室効果ガス削減の取組において、どのような取組にどれくらいの効果があるかといった寄与率などは把握しているか。</p> <p>また、今後検討する予定の取組の中で効果が見込めるような取組はあるか。</p>	<p>コジェネレーションシステムの導入を検討していて、その効果が大きいと考えている。また、太陽光発電の部分的な設置も検討している。細かなメニューについても検討中であり、随時ブラッシュアップし、CO₂削減に努めていく。</p>	11/18部会にて回答
		都民意見では、ERRの低減方法の説明を求めていることから、取組の具体的な効果を評価書の中に記載するとわかりやすくなる。	承知した。	

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
温室効果ガス	3	事業の詳細や具体的な省エネ対策の検討が進んでいくにあたり、環境計画書制度等への申請時に、アセスでもその取組が分かるように連動して、取組効果の検証報告を検討してほしい。	アセスの事後調査を行う中で、どういった報告ができるか確認しながら、できる限りオープンな報告書にしていく。	11/18部会にて回答
		20%削減の基になっているのは、建物のエネルギー利用の削減率であり、結局はこの値によって決まってしまう。これを事後調査で検証しても、実際の建物では評価できないと思われるので、削減量の積み上げのような方法で予測し、評価したほうがいいのではないか。	他の事例を参考にしながら予測評価を行っており、事後調査については、予測を行った方法や結果が検証できる形でやっていきたいと思う。	
		本施設は、ホテル・住宅・業務等の複合施設であり、用途ごとに削減率も異なることから、用途に応じて現実に近い形でエネルギー消費量を考えてもらいたい。	承知した。	
その他 (交通計画)	1	工事完了後の将来基礎交通量は、現況の交通量と同じとなっているが、周辺道路の交通の状況は変わらないものとして、この施設ができたときの来訪者等の関連車両をプラスアルファで推計したということか。	今時点の交通量や道路交通が、供用後にも変わらないという前提で予測している。	11/18部会にて回答
		NO.1 地点 区役所通りでは、約4,000台増加と予測しているが、実際の交通の流れが悪くなることはないか。	将来の交通量については、交通管理者の警察と協議を進めており、その中では問題ないとなっている。	
(交通計画) その他	2	工事中だった都市計画道路補助第26号線の一部が開通したが、工事中の車両の流れ等に影響はあるか。	工事用車両は、国道15号線や第一京浜等の南北方向からのルートとなるため、大きな影響はないが、周辺の道路の整備に合わせて、適切なルート配分、ルート設定を行う。	11/18部会にて回答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
(ヒートアイランド対策) その他	3	本事業で配慮した事項として、「ヒートアイランド対策のため、緑の空間を創出する」と記載されているが、歩道は緑化が難しいことから、温熱環境緩和の効果がある透水性建材等を使用することを検討してほしい。	保水性のインターロッキング等を計画している。	11/18 部会にて回答
その他 (他事業との連携)	4	品川区の新庁舎の建設予定地である B-1 敷地とにぎわい施設を整備する予定の B-2 敷地については、昨年 10 月に区の都市計画審議会と都の都市計画審議会において決定された。 A-1、A-2 敷地を開発する時に、B 敷地との連動性や環境影響ということもある程度、配慮しながら進めていく必要があると考えるが、その点の配慮について見解を聞かせてほしい。	品川区の計画があることは承知している。一方で、区庁舎の計画は基本構想が策定された状況ではあるが、具体的な設計はこれからであり、にぎわい施設についても、どういったものをつくるのか議論中であると聞いている。そういった中で、これから品川区とも連携し、一体の開発として、環境、歩行者ネットワーク等も作っていきたいと考えている。	1/20 部会にて回答

「大井町駅周辺広町地区開発」に係る都民の意見を聴く会における公述意見の概要

都民の意見を聴く会	公 述 人
	4 名

1 環境一般

- (1) 安易にエレベーター等を設置すると、常時電力を必要とし、ゼロカーボンを目指す持続可能なまちづくりではなくなってしまう。電力に頼らない平面移動ができるまちづくりをすることが、開発事業者に課せられた使命である。

2 騒音・振動

- (1) 視覚障害者は、その情報の多くを耳から得ていることは周知の事実であるが、本環境影響評価の記述には、騒音・振動が視覚障害者に与える音の環境影響についての視点が全く読み取れない。
- (2) 見解書において、「説明会では、周辺の騒音は既に環境基準を上回っていると説明があり、現状で上回っているので構わないと取れるような発言があった。」との意見に対し、「事業により著しい影響が生じる可能性は少ない」「交通処理計画等については、関係機関と協議しながら決定していく」と書かれているが、影響が万一出た場合、真摯に受け止め改善していくという姿勢が感じられない。

3 風環境

- (1) 風の影響に特に配慮すべき施設として、複数の保育園、品川区社会福祉協議会品川ボランティアセンター、公園などが列挙され、品川区本庁舎、第二庁舎、第三庁舎等も存在しており、それらの施設には高齢者、障害者、幼児を連れた保護者等が集まるが、風環境がそのような人たちへどのような影響を及ぼすのかという視点が見られない。
- (2) 事業者の見解では、「事後調査の結果、予測を上回るような風環境が確認された場合には、その原因を解析し、その結果、対策が必要となった場合には対策を講じる」とあるが、高層ビルによる風環境の悪化は様々な場所で既に出現してお

り、そこでは全く有効な対策が講じられないことを見ても、この見解は到底受け入れることはできない。大規模再開発にあっては、これまでの高層ビル建設を前提とした再開発地の調査を行い、その結果を分析して、風洞実験の結果と合わせて評価するということはできないのか。

4 景観

- (1) 品川区という城南の一地域は、都心にほど近い利便性を保ちながらも、都会ではないような抜け感、つまり落ち着いた安心できるたたずまいを併せ持つ土地柄である。その品川らしい特徴がひっそりと息づくこの景観を残さないといけないのではないか。
- (2) 超高層建築は街の豊かな景観形成に寄与するものではなく、「都市景観」という珍概念は、本来の情緒的な景観と相反するものであり、今の計画のままでは、品川区、大井町駅周辺の地区には全くそぐわない、土地柄に相反する景観となってしまう。

5 廃棄物

- (1) 建設発生土の行方については、「建設リサイクル法に基づいた適切な再利用、再使用という視点を超えた規制が必要」という意見を書いたが、見解書では、「建設発生土については、受入機関の受入基準への適合を確認した上で、場外搬出することにより、適切に再利用する」という内容であり、建設発生土が具体的にどのように適切に再利用されるのか全く分らない。

6 事業計画等

- (1) 袋小路の区画道路2号線の終点には、当該開発計画の容積率緩和に貢献する駅前広場を公益施設として整備することになっているが、何のための駅前広場かの説明がない。
- (2) この開発計画では、「重層的歩行者ネットワークを整備する」としているが、開発地から東急高架下やイトーヨーカドー側には同じレベルでつながっていない。バリアフリー化がマストであることを考慮すれば、できるだけ同じレベルで水平方向に回遊動線を作っていないと、高齢化社会に適応することはできない。

7 その他

- (1) 評価書案には、大気汚染や騒音・振動の項目があり、開発によって増加する自動車交通の科学的環境指標の評価はされているが、交通渋滞や歩行者交通の安全、既存の地域社会との分断など、地域社会への影響を評価する重要な指標を、評価書案の評価項目に含めていないことは、重大な欠陥である。
- (2) 現在でもかなり渋滞している区役所通りは、この開発によって、鮫洲大山線との交差点付近でますます渋滞することが予想されるが、評価書案には交差点解析がされていない。
- (3) 交通量調査は、開発地より東側の NO.4 の地点で計測しており、最も多く開発地から入出庫が行われる西側地点での調査がされていない。
- (4) 見解書では、「交通流解析や道路管理者及び交通管理者等の関係機関との協議を行っており、周辺交差点等に著しい影響が生じる可能性はない」と回答しているが、評価書案に交差点解析の結果を掲載すべきであり、科学的根拠に基づかない、言葉だけの「可能性は少ない」という記載は大変不適正なものである。
- (5) 「500 台の駐車スペースを用意しているため、駐車場待ちの車両が発生する可能性は少ない」としているが、走行道路車線から駐車場の出入口のところで歩道をまたぐため、一旦停止が必要になり、道路に滞留長が生じる可能性がある。
- (6) 当該駐車場は区画道路 1 号線にしか接道していないため、出入口は 1 か所になると予想され、この駐車場台数で 1 か所の出入口にすることは、鮫洲大山線にまで渋滞が伸びていくことが容易に推測される。
- (7) 朝の出勤時には、東急側から JR ホームへの利用者の入場制限を行っており、超過した利用者があふれ返ることが常態化している。課題解決という視点から開発をするのであれば、駅ホームを改良することが喫緊の課題であり、鉄道事業者として、本開発と併せて行うべき内容である。

「大井町駅周辺広町地区開発」に係る環境影響評価書案について（案）

第1 審議経過

本審議会では、令和3年7月20日に「大井町駅周辺広町地区開発」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の最大着地濃度の予測結果では、本事業による相当程度の寄与があり、環境基準を下回るがその値は高い。また、出現地点は工事用車両が集中する出入口に近いことなどから影響の増大も懸念される。このことから、環境保全のための措置を徹底し、大気質への影響の低減に努めること。

【騒音・振動】

- 1 計画地周辺における道路交通騒音は、現況において環境基準値を上回る地点があり、工事用車両及び関連車両の走行に伴う騒音が加わることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めること。

- 2 工事用車両及び関連車両の唯一の搬出入路である計画地南側の特例都道鮫洲大山線（区役所通り）は、大井町駅前から通じる片側一車線の道路であり、交通量の増加による影響が懸念されることから、道路交通及び騒音・振動の状況の把握に努めること。

【風環境】

風環境の予測結果では、現況からの変化は一定程度生じるが、計画建築物の形状及び配置への配慮や防風植栽等の対策により、影響を低減するとしていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査においてその効果の確認を行い、必要に応じて更なる対策を講じること。

付 表

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 3年 7 月 20 日	・評価書案について諮問
審議会	令和 3年 10 月 26 日	・現地視察
部 会	令和 3年 11 月 18 日	・質疑及び審議
部 会	令和 3年 12 月 16 日	・質疑及び審議
部 会	令和 4年 1 月 20 日	・質疑及び審議
公聴会	令和 4年 1 月 21 日	・都民の意見を聴く会
部 会	令和 4年 2 月 18 日	・総括審議
審議会	令和 4年 2 月 24 日	・答申（予定）

第一部会 審議資料

「（仮称）神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	60 件
関係区長からの意見	2 件
合 計	62 件

2 都民からの主な意見

1 環境一般

- ・事業計画が実現されると景観の大幅な変化、多数の人の集散による騒音、長期にわたる工事に伴う粉塵の発生、樹木の伐採に伴う地中生物の減失等々、環境の激変が生ずることは自明である。激変する環境に対し住民はどこまで受忍しなければいけないのか。環境は一度壊すと再生できない。神宮外苑は共有財産であり、100年前の環境に近い形を引き継ぐことが環境保全である。
- ・隣接する共同住宅及び商店連合会・町会等周辺住民が反対している。いちよう並木を損傷してまで建設する意味があるのか。球場など個々の場所に再構築するなら問題ない。風・景観・騒音の数値を検証し適切に判断して欲しい。
- ・「風の道」が伊藤忠商事の建物で遮断されている。環境評価にヒートアイランド現象緩和の要件を加え、ヒートアイランド現象緩和の観点からも事務所棟の配置および形状を再検討すべき。
- ・コンサートや花火が開催されると騒音・人流の問題もある。住民と共生できる環境と開発について再考して欲しい。

2 評価項目に関する意見

(1) 騒音・振動

- ・野球場の騒音が 55dB 程度という予測の根拠を示す具体的な調査結果（試合内容、観客数、天候等）を公表して欲しい。
- ・神宮球場の騒音には現状も悩まされており、新野球場が北青山一丁目の都営団地の近くに建設されると、大騒音が生活の質を甚だしく低下させるので、計画を見直し、建設の位置を騒音が感じられない位置まで離すか、出来ればドーム式にして音がでないようにし、新球場につくる予定のホテルは中止して欲しい。
- ・秩父宮ラグビー場は、屋根付きの多目的スペースとして、今後、コンサートなどの大型イベントに利用されることが想定されるが、騒音評価がない理由と開示予定を示して欲しい。工事後の一般的なコンサートでの騒音評価をお願いする。

(2) 生物・生態系、自然との触れ合い活動の場

- ・事業の完了後には、緑被率は現況を上回り、緑の体積は現況を下回るが適切に管理育成を行う計画としており、緑の量の変化の内容及び程度は小さいと説明しているが、緑被率は芝を植えることで増やすことができ、芝生と林では緑の内容・質は全く異なるため、今の生物生態系を維持できない。いちょう並木のみならず樹齢 100 年以上の樹木を倒す環境破壊は最悪の判断。緑被率を芝生で計算上増加させても CO₂ 削減にはならない。
- ・神宮外苑いちょう並木も含めた多くの樹木で形成される一帯は貴重な憩い、静かな雰囲気のある安らぎの場所は永久保存すべきであり、樹の伐採はあってはならない。現在の神宮外苑地区を破壊することは絶対反対。開発は是非中止して欲しい。
- ・野球場がいちょう並木のすぐそばに計画され、生物多様性が言われているこのときに歴史的に貴重な樹木が伐採されるのは地球環境の破壊だ。一度破壊されれば取返しがつかない。

(3) 日影

- ・複合棟 A の建築により、日当たりや眺望を失い、日照や眺望阻害の被害を受ける。複合棟 A の建設は、スタジアム通り沿道の既存建築物の高さや住居エリアの位置などを考慮すると、南側より北側が適当である。複合棟 A の位置変更や低層化など計画を変更して欲しい。

(4) 風環境

- ・事務所棟の青山通り側について、昭和 61 年の基準による環境評価は、事業者

自ら適正を欠くと判断しており、看過できない。年間を通じた現状データを取り、評価値を算出し、改めて改善策を検討して欲しい。小学校の通学路であることを鑑みれば、安全の確保という点からも軽視すべき問題ではない。建てた後では対策は限定的となる可能性があり、建物の高さや形状を再度見直す等、事前に真剣に検討して欲しい。

- ・伊藤忠ビルの高さが倍以上になり、領域C地点が1から6地点に増加し、領域D地点が1地点増えると予測しているにも関わらず、防風対策で現在と同じ風環境が維持されるのは全く信じられない。今でも少し風が強い日は飛ばされそうになり身の危険を感じる。スーパーコンピューター富岳による流体数値解析でも風環境を証明してもらいたい。

(5) 景観

- ・スタジアム通り沿いの北青山二丁目住民への説明と調査がほとんど行われていない。外苑前交差点及び北青山二丁目の住宅エリアでの調査を行い、北青山二丁目一帯からの圧迫感評価を示して欲しい。
- ・ホテル併設の野球場、190mの超高層ビルが建ち、景観上、環境からも大問題。超高層ビルは青山通りには調和せず、ビルの建設により景観が破壊される。「東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」にも反する超高層ビルはいらない。いちよう並木を中心とした景観を破壊する計画は断じて許せない。
- ・外苑の空が開けている景観は他には無く、都民、国民の財産であり、将来に残すべき。いちようの木の景観を壊し、芝生を増やしても緑を増やしたことにはならない。今のままのいちよう並木の景観を壊さないで残して欲しい。
- ・新野球場の外壁はいちよう並木に極めて近接し、並木の景観、雰囲気、機能を大きく失わせるので並木から後退させて欲しい。完成イメージにネットやフェンスが描かれていないのはずるいことである。
- ・青山通りの景観は形態率が最大10.87ポイント増加するのであれば、皆が相当大きな圧迫感を感じると想像する。「東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」や「港区景観計画」を順守するなら190mのビルは建てられないことになる。190mの事務所棟、185mの複合棟Aは景観を破壊するものである。

(7) 温室効果ガス

- ・再開発事業で温室効果ガスを発生させる事業を許可して良いのか。ゼロエミッション東京の目標達成のためにも、これ以上の超高層ビル建設はやめて神宮外

苑の杜は残すべき。

3 その他（事業計画等）

- ・イチョウ並木のすぐ東側には都営住宅、民間マンション、事業所ビル等があり来訪者による影響は深刻。神宮外苑にホテルはなじまない。静寂な環境が破壊され、治安上も問題。再開発事業で人流が大きく変わり、人流の変化は環境問題だ。野球等イベントが終了した際、地域住民の駅利用や移動に支障をきたすことは目に見えている。

3 関係区長からの意見

【港区長】

(1) 総論

- ・環境影響評価書を作成する際は、調査の方法、評価の基準などについて、内容及び表現をさらに工夫し、本計画の特徴が適切に表記されるなど、区民が理解しやすいものとなるようにしてください。
- ・計画地周辺の住民及び関係者等からの街づくりを含めた意見・要望等については、真摯に対応してください。

(2) 各論

1) 工事計画

- ・「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」を踏まえ、近隣紛争の未然防止、地域における生活環境の保全に努めてください。
- ・解体建物にアスベストが使用されている場合は、吹き付け材、保温材等のほか、アスベスト含有成形板の使用状況についても十分な事前調査を行い、調査内容を書面で記録し、保管してください。また、大気汚染防止法等の法令に基づく報告や届出及び飛散防止対策を講ずるとともに、適切な廃棄物処理を行ってください。さらに、周辺住民からの問い合わせがあった場合は、調査方法及び処理方法を丁寧に説明してください。
- ・特定建設作業実施届出など必要な事前届出をするとともに、十分な近隣説明を行ってください。
- ・建設作業にあたっては、騒音、振動、粉塵等、周辺環境に与える影響を低減するよう適切な対策を講じてください。

- ・大気汚染、騒音、振動等が環境基準を上回ることはないよう、一層の低減に努めてください。
- ・工事車両について、交通集中による渋滞や騒音軽減など周辺への影響を考慮し、車両の出入りする動線や時間帯等さらなる工夫をしてください。また、工事車両の通行が想定されている一般国道 246 号線、特例都道四谷角筈線、特別区道第 1044 号線等を通行する車両については、出入りの際に、徐行を含めた交通安全の徹底を図るとともに沿道住民等への丁寧な説明に努めてください。

2) 防災対策

- ・スポーツ施設、事務所、商業施設、宿泊施設等の様々な機能を持つ複合施設であるほか、大規模超高層という点を踏まえ、勤務者や来訪者のための一時滞留場所や備蓄物資の確保、備蓄倉庫の整備など、震災対策に配慮した計画としてください。

3) 交通

- ・本事業に伴い生じる交通量や流れの変化による周辺環境の変化について、予測評価を分かり易く記載してください。
- ・竣工後の関係車両の通行については、特別区道第 1044 号線等を利用して計画建築物に出入りする計画になっていることから、自動車利用者に対する交通安全の徹底を図る取組を実施してください。
- ・周辺の交通渋滞と騒音軽減、放置自転車の解消、二酸化炭素排出量削減に寄与するため、敷地内に公共的に利用できる自転車駐車場及びシェアリングのサイクルポートを整備してください。

4) 電波障害

- ・計画建物等により電波障害が生じることが明らかになった場合には、その障害と具体的な対策等について、速やかに受信障害を受ける人に情報提供するとともに適切な対策を講じてください。また、電波障害等の問い合わせに対しては、丁寧に対応してください。

5) 風環境

- ・敷地周辺の歩道等を通行する者の安全が確保されるとともに、敷地内の広場・緑地の利用者が快適に過ごし憩えるよう、十分な風対策を着実にを行い、できる限りビル風の低減に努めてください。
- ・ビル風軽減策の検討にあたっては、防風植栽以外にもフェンスや防風スクリー

ン、庇、建物形状、隅角部の切除や円形化、低層部分を設ける等、総合的に検討し、更に工夫してください。

- ・防風植栽については、「港区ビル風対策要綱」の手続きを踏まえ整備を進めるとともに、適切な植栽の維持管理を行ってください。
- ・工事期間中の風の測定などについて、近隣住民等からの要望が出た場合は対応するとともに、ビル風の陳情・苦情には、丁寧に対応し、必要に応じて対策を講じてください。
- ・建設後、事後調査を行い、評価を上回る風環境である場合には、確実に追加の対策を講じてください。

6) 資源、エネルギー、地球環境

- ・エネルギーを利用する機器については高効率なものを採用してください。
- ・建物周囲の公開空地等の被覆については、可能な限り緑地や保水性舗装を設けるほか、ビル風対策とのバランスを図りながら風の通り道を確保する検討など、ヒートアイランド現象にも配慮した計画としてください。
- ・みなとモデル二酸化炭素固定認証制度に基づき、港区と協定を締結した自治体から産出される協定木材等の国産材の使用に努めてください。

7) 史跡・文化財

- ・本事業地は、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当していませんが、港区埋蔵文化財要綱に基づき、埋蔵文化財の有無を確認するための試掘調査の実施を指導する対象となりますので、港区教育委員会と事前に協議をしてください。

8) 景観

- ・景観の保全については、引き続き区の関係部署と調整をしてください。

9) その他

- ・野球場等(野球の試合やイベント開催時等)から発生が念される騒音について、遮音等の対策を十分に講じるとともに、供用開始後についても、測定等により確認を行うなど、周辺環境に与える影響を低減するよう適切な対策を、確実に講じてください。

【新宿区長】

(1) 環境影響評価書案全般

工事予定期間が長期に亘ることから、周辺地域への環境影響を最小限に止め、周

辺環境との調和を図り、環境影響評価項目として選定された事項について適切な調査及び評価・検討が行われるよう要望する。

(2) 選定された環境影響評価項目への対応

1) 大気汚染及び騒音・振動

・工事施工中の建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い発生する排出ガス・粉塵等、騒音・振動について、施工計画・施工方法の十分な検討を行い、近隣への影響を極力小さくするよう努められたい。

2) 土壌汚染

・計画地が過去に軍用地(練兵場)であったことから、十分な調査を行い、周辺環境に影響を及ぼすことの無いよう留意されたい。

3) 廃棄物

・解体工事にあたりアスベスト等の特別管理廃棄物が確認された場合、関係法令に基づき適切に処分を行うよう徹底されたい。

4) 風環境

・計画に伴う防風対策は全て敷地内で完結すること。

5) 景観

・計画地は、明治神宮内外苑付近風致地区内に位置しており風格ある景観を形成している。そのため、圧迫感の調査地点については、近景域への影響を検証するため、適切に追加選定されたい。また、眺望への影響を検証するため、新宿区景観形成ガイドラインに位置付けられている以下のエリアの眺望点を参考に、調査地点を追加選定されたい。あわせて、計画地の現況は豊かなみどりに囲まれたまちなみであることを踏まえ、計画においてもより良好な景観形成がされることを要望する。

新宿区景観形成ガイドライン

四谷外濠エリア、若葉・須賀町エリア、四谷南・信濃町エリア、新宿御苑・内藤町エリア

6) 温室効果ガス

・新宿区では令和3年6月にゼロカーボンシティ表明を行い、実現に向けた取組を進めている。本計画事業は延べ床面積も広大であることから、施設の供用にあたっては、省エネルギーや再生可能エネルギーの一層の活用に努められたい。なお、東京都建築物環境計画書制度で高評価を得るよう努めるとともに、ZEB化につ

いても十分に検討されたい。

(3) その他の要望事項

1) みどりとオープンスペース

- ・地区全体でみどりの質が向上し、量が増加する計画とすること。評価書案 P28 表 6.2.2 計画緑化面積及び必要緑化面積では、新宿区に提出される緑化計画書の緑化面積は、基準緑化面積をわずかに 2m^2 上回った計画となっている。緑化面積は、外構工事が進んだ段階で減少する傾向にあるため、当初計画段階ではもう少し基準緑化面積を上回るよう検討すること。また、既存樹木については、イチョウ並木や東側敷地以外についても出来る限り残すとともに、地域住民が散策できる緑豊かなオープンスペースの確保を要望する。

2) 道路交通対策

- ・工事車両の搬出入等に伴い計画地周辺の交通渋滞が発生しない様、状況に応じた誘導経路の確保及び誘導員を配置すること。また、工事完了後の将来交通量(車両・歩行者)の増加を加味した安全対策を講ずること。特に計画地周辺には、高校や観光施設等もあることから、歩行者の交通安全対策の徹底を図ること。

3) 歩行者の安全確保について

- ・建物の供用に当たって、歩行者、車両交通が滞ることの無いように動線計画を検討するとともに十分な歩行空間の確保や滞留スペースの確保などの対策を講じること。

4) 駐車場及び駐輪場について

- ・駐車場、駐輪場の設置にあたっては、法令、条例等に基づく整備を実施するほか、施設設置による駐車、駐輪需要を満足する計画とし、路上駐車、放置自転車等が発生しないような計画とすること。

5) 苦情処理等について

- ・工事施工中、工事完了後における環境に関する苦情や要望を受け付ける窓口を設置し、誠実かつ適切に対応するよう要望する。

6) 帰宅困難者対策について

- ・帰宅困難者対策として、一時滞在施設の確保を要望する。

第一部会 審議資料

「（仮称）渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	0 件
関係区長からの意見	3 件
合 計	3 件

2 関係区長からの意見

【渋谷区】

(1) 全般について

- ・本件開発事業が長期に亘るため、周辺環境との調和を図り、評価項目として選定した事項について適切な調査及び評価・検討が行われるよう要望する。

(2) 選定された環境影響評価項目への対応について

1) 大気汚染

- ・工事用車両の走行ルートにおける集中的な待機待ちによる大気への影響を最小限にするよう、待機待ち車両の低減とアイドリングストップを実施するなど、周辺環境への影響を考慮した運行管理に努められたい。
- ・建設機械及び工事用車両の集中稼働を避けるとともに、排出ガス対策建設機械及び排出ガス規制に適合した工事用車両の使用に努められたい。

2) 騒音・振動等

- ・粉塵、騒音・振動の周辺への影響を極力小さくするよう、施工計画・施工方法の十分な検討を行っていただきたい。
- 低騒音のものを選定し、環境に配慮したものとする。

3) 風環境

- ・B 街区に高層建物が建設されることにより風の影響が高まるが、対策を講じることで、建設前と同様の環境が維持されるとの評価がなされている。

しかし、高層ビル、再開発ビルが建設されるなど周辺環境の変化もみられるため、開発事業完成後においても、事後測定を実施するなどの配慮をし、風環境の変化への対応についても万全を期されたい。

4) その他

- ・ 開発事業が長期に亘り行われることから、今後近隣地区の開発事業の情報を掴みながら、周辺計画との連携や調整を図るとともに、必要に応じて更なる環境保全のための措置を講じること。
- ・ 国道に挟まれた場所の開発の為、交通量も多いことから、騒音振動渋滞など周辺への影響を考慮し、車両の出入する動線や時間帯等工夫をお願いしたい。
- ・ 集合住宅、飲食店舗、会社ビル、学校が混在した地域が隣接しており、開発地域への人の往来も多いことから、工事の施工中、歩行空間を含めて安全面に考慮した工事計画を立てるとともに、適切な保全措置を講じられたい。

【港区】

(1) 総論

- ・ 環境影響評価書を作成する際は、調査の方法、評価の基準などについて、内容及び表現をさらに工夫し、本計画の特徴が適切に表記されるなど、区民が理解しやすいものとなるようにしてください。
- ・ 計画地周辺の住民及び関係者等からの街づくりを含めた意見・要望等については、真摯に対応してください。

(2) 各論

1) 大気汚染について

- ・ 建設機械の稼働や工事車両の走行に伴う窒素酸化物及び粉じんによる大気汚染を防止するため、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用やアイドリングストップの確実な実施等により、環境基準を上回ることはないよう、低減に努めてください。

2) 騒音・振動について

- ・ 工事車両の走行に伴う道路交通騒音・振動について、工事用車両が集中しないようにするなど、環境基準を上回ることはないよう努めてください。

【目黒区】

- ・ 電波障害について、予測に基づき適切な措置が講じられるものと考えますが、計画建物の工事中や完成後に障害が生じた場合は、速やかに調査を実施し、住民からの問い合わせに対しては、誠意を持って対応してください。